

# 令和6年度 板橋区立板橋第八小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

## 1 学校の基本方針及び組織

### (1) 基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす行為であり、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがあるものである。

また、いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうるものであり、誰もが被害者・加害者の両方になり得るものである。板八小の全教職員は「いじめは絶対に許さない」との強い認識をもち、家庭・地域・関係諸機関と連携を深めながら、日頃からいじめを未然に防ぐ、早期発見をする、迅速に対応することができるように組織的な対応に努めなければならない。

本校では、すべての児童が、楽しく明るい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び「東京都板橋区におけるいじめ防止の基本理念、組織等に関する条例」（平成26年板橋区 条例第23号、以下「条例」という。）及び「東京都板橋区いじめ防止対策基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、「板橋区立板橋第八小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

### (2) いじめの定義

「いじめ」は、条例第2条において、「子どもに対して、該当子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定している。

#### 【東京都板橋区におけるいじめ防止の基本理念、組織等に関する条例】第2条（1）いじめ

子どもに対して、該当子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) 学校いじめ防止等対策委員会

- ① 日常的、定期的に児童の情報を共有し組織的に対応するため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラーをメンバーとする「板八小いじめ対策委員会」（以下、対策委員会という。）を設置する。なお、内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とする。
- ② 「対策委員会」の役割としては、主に以下の内容を想定する。
  - 「学校基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討していく。
  - 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
  - 職員会議等で「学校基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
  - 学校だよりやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。
  - いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。
- ③ 多様化、複雑化するいじめに学校だけでは対応しきれない場合もあるため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、主任児童委員、子ども家庭総合支援センター職員をメンバーとする「板八小サポートチーム」（以下、サポートチームという。）を設置する。

#### (4) 学校いじめ調査委員会

- ①重大事態の調査のための組織として、学校がその調査を行う場合は、「対策委員会」を母体として、コミュニティ・スクール委員会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成により「板八小いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査を行う。
- ②調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

#### (5) 学校におけるいじめ対策の措置

- ①学校の教職員は、いじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校への通報、その他の適切な措置をとる。通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該の子どもに係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ②学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた子どもまたはその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③必要があると認めるときは、いじめを行った子どもについていじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた子ども等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ④いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置、その他の必要な措置を講ずる。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会並びに所轄警察署と連携してこれに対処する。重大事態（在籍する子どもの生命、身体または財産に重大な被害）が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会並びに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

## 2 いじめ防止等に関する取組

「学校基本方針」における取組は、次の4つを柱とする。

- (1) 未然防止 (2) 早期発見 (3) 早期対応 (4) 重大事態への対処

### (1) 未然防止

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であり「人として絶対に許されない」との認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。

#### ①教員の指導力向上

□教職員がいじめ防止の取組（日常的な指導、授業）を確実に行えるようにするため、「いじめ防止研修会」を年3回実施する。

#### ②いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

□児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するため、「いじめに関する授業」を年3回、実施する。

□日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会における校長講話を行う。

#### ③インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

□セーフティ教室等で児童の情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルール作り等、保護者の協力を依頼する。

- 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- 保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

#### ④その他の日常的な取組

- いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、子どもに人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。
- 一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。
- 教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- 異学年で構成するあいうえお班活動を通し、他者と深く関わる体験を重ね、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動の積み重ねることで、一人ひとりを認め励まし、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。
- 協働学習、学習における自己評価力の向上、「いいところ探し」など認め合う場を設定し、学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係をつくれるようにする。
- いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。
- いじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、コミュニティ・スクール委員会を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

## (2) 早期発見

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。

### ①いじめの「見える化」

- 児童がスクールカウンセラーに相談しやすい環境をつくるため、5年生児童全員に対し、1学期にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。
- 効果的にいじめの実態を把握できるように、「ふれあい月間アンケート」を年3回（6月・11月・2月）実施する。
- アンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 子どもがいじめの悩み事相談をしやすくするため、「いじめなど、困ったときの相談は・・・」を配布し、相談窓口の周知として、全校朝会でスクールカウンセラーを紹介する。

### ②いじめの確実な発見

- 教職員は児童の変化を見逃さないようにするとともに、毎週金曜日の生活指導夕会において教職員間で情報を共有する。
- 「いじめ調査」の報告時には、必ず児童の様子を振り返り、小さなことでも管理職に報告する。
- 朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- 各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。

### ③保護者・地域との連携

- 保護者会等の機会に、いじめ防止対策基本方針について説明をする。
- いじめ問題の相談をしやすい環境をつくるため、スクールカウンセラーを保護者会等で紹介する。

- 放課後における児童の様子を把握するため、あいキッズ、地域センター、主任児童委員等との連携を図る。

### (3) 早期対応

いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、いじめの早期対応に取り組み、早期解決を図る。

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「対策委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

#### ①板八小いじめ対策委員会を核とした対応

- 発見した教職員は直ちに「対策委員会」のメンバーに報告する。
- 「対策委員会」は緊急に会議を開催、情報を共有する。被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の子どものケア、保護者の対応等の役割を明確化する。

#### ②被害児童、加害児童、周囲の児童への取組

- 被害児童の安全を確保するため、授業中や休み時間は全職員で見守る。また、被害児童の様子を情報共有する。被害児童やその保護者の心理的ストレスを軽減するためスクールカウンセラーを活用する。
- 「対策委員会」を中心に、加害児童に対する組織的、継続的な観察・指導をする。必要に応じてスクールカウンセラーを活用し、加害児童の指導や保護者への助言を行う。
- 教員間で情報を共有し、積極的な声かけなどを通じていじめを伝えた児童の安全を確保する。

##### 〈被害児童及び保護者への具体的な対応及び支援〉

- いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもの安全を確保する。共感的に対応し、「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思を伝えることで、いじめの早期発見につなげる。
- 「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。スクールカウンセラーと連携して安心できる場の確保をしていく。
- 「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- 被害児童が安心して、教育を受けられる環境を整えるとともに、いじめが継続しないように、教師による見守り体制を整える。
- いじめの原因や背景の調査による根本的な解決を図る。
- 被害・加害両方の児童の保護者への連絡を行い、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。
- 被害児童の保護者の訴えや要望を真摯に受け止め、継続的に保護者と連絡を取るとともに、保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。

##### 〈加害児童及び保護者への具体的な措置〉

- いじめは絶対に許さないという毅然とした態度でいじめを阻止し、必要に応じてスクールカウンセラーや関係諸機関と連携をしながら、いじめの原因や背景の調査による根本的な解決を図る。
- 速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する。
- いじめは絶対に許されないという毅然とした立場を保護者に伝え、学校と家庭が連携しながら継続的に児童への指導を行う約束を取り付ける。また、被害児童及び保護者に対する誠意ある対応が必要であることを伝える。
- 加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を事前に行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察とスクールカウンセラーとの定期的な面談を加害児童に対して行う。
- いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。

- なおも他の児童における心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、「対策委員会」と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の措置は、加害児童の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合があることを保護者に説明し、了解を得る。

#### 〈いじめを知らせに来た児童への具体的な対応及び支援〉

- 共感的に対応し、「いじめから守る」ことを約束する。
- 児童の安全を確保し、落ち着いて相談ができるように、教育相談室等を使用しながら実態を正確に把握する。

#### 〈すべての児童への具体的な対応及び支援〉

- 学級指導、全校朝会等を通して、誰もがいじめられる側、いじめる側になり得ることに気付かせ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。
- いじめを傍観することは、いじめを助長することになることを自覚させる。
- いじめを見たり聞いたりしたときにどのように対応すればよいか、理解させる。

#### 〈すべての保護者への具体的な対応及び支援〉

- 状況によって、保護者会や学校だより等通じて説明を行う。学校の対応方針等を理解していただいた上で、すべての保護者に協力を求める。

### ③板橋区教育委員会・関係機関との連携

- 学校は早期に板橋区教育委員会に報告し、情報を共有する。
- 暴行、金銭強要等が疑われる場合、サポートチームを通じて警察や児童相談所等と情報を共有し対応策を協議する。

## (4) 重大事態への対処

いじめは、学校・保護者・地域・関係諸機関等の連携によってこそ、真の解決が図られるものである。いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行い、積極的に情報提供を行うことで、いじめのない学校づくりを目指す。

### ①重大事態の認識と対応

- 子どもが自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 長期欠席を余儀なくされるなど、校長が重大事態と判断に至った場合

### ②調査委員会の設置

- 重大事態の発生の場合には、当該重大事態の迅速かつ的確な対処、当該重大事態に係る事実関係を明確にし、迅速かつ的確な対処を図るために、「調査委員会」が中心となって調査を行う。

### ③被害児童の保護・ケア

- 被害児童を全教職員で間断なく見守り、情報共有を毎日実施する。
- スクールカウンセラーによる授業観察を行い、情報を共有する。必要に応じて、被害児童・保護者の心のケアを行う。

### ④加害児童への働きかけ

- 被害児童が使用する教室以外での別室登校を検討する。
- 暴行、金銭強要等が疑われる場合は速やかに警察への相談・通報を行う。
- 加害児童へ継続的指導を行っても改善が図られず、被害児童や周囲児童の学習が妨げられる場合は校長による懲戒を実施する。
- スクール・カウンセラーを活用し、加害児童・保護者の心のケアを行う。

### ⑤板橋区教育委員会・関係機関との連携

- 学校は、重大事態発生について板橋区教育委員会に速やかに報告し、板橋区教育委員会と連携して対応する。
- 特に、恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、生命または身体の安全が脅かされるような場合には、ためらうことなく早期に警察に相談・通報し、警察と

連携した対応を取る。

- 「調査委員会」の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- 被害児童、加害児童の家庭に児童虐待等が疑われる場合は、速やかに児童相談所に連絡する。
- 被害児童、加害児童に対して医療による支援が必要と思われる場合は、速やかに医療機関に相談する。
- 「いじめ防止基本法の規定による重大事態の発生について（報告）」（様式1）に基づいて、関係児童に聞き取りを行い、教育委員会に報告する。
- 調査過程、調査結果を含め「いじめ防止基本法の規定による重大事態に関する調査結果について（報告）」（様式2）に基づいて、教育委員会に報告する。
- 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

### 3 その他の取組

#### (1) 校内相談体制

- ① 対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- ② 被害児童・生徒の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童・生徒の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童・生徒の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やスクール・カウンセラー等によるカウンセリングを行う。
- ③ 「少しでも気になる児童・生徒の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築し、管理職への確実な報告可能な体制及びスクール・カウンセラーとの情報共有の場を設定する。
- ④ 個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけを行う。

#### (2) いじめ防止等に係る年間計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・1年生を迎える会 ・社会科見学(6年)	・基本方針確認 ・教育相談室、SC紹介 ・教育相談研修「児童理解」	・学校公開 ・保護者会 ・コミュニティ・スクール委員会①
5月	・SC面接(5)	・学びのエリア小中連携研修 ・教員自己申告 ・校内研修「教員の人権感覚」	・学校公開
6月	・ふれあい月間① ・日光移動教室(6)	・校長講話 ・教育相談週間	・学校公開 ・道徳授業地区公開講座 ・アンケート① ・コミュニティ・スクール委員会②
7月	・中学校部活体験(6)	・服務研修	
9月	・セーフティ教室「情報モラル」 ・はちっこ祭り	・校内研修「いじめ防止教育プログラムの活用」	・学校公開

10月	・中学校授業体験(6) ・榛名移動教室(5) ・生活科遠足(1)(2)	・学びのエリア小中連携研修	・学校公開 ・コミュニティ・スクール委員会③
11月	・ふれあい月間② ・社会科見学(3~5年) ・音楽会	・校長講話 ・教育相談週間	・アンケート② ・個人面談 ・音楽会
12月		・教育相談研修 「支援の必要な児童の理解」 ・サービス事故防止研修	・コミュニティ・スクール委員会④
1月	・書き初め展 ・学級活動の日	・校内研修「教員の意識点検」	・学校公開
2月	・ふれあい月間③	・校長講話 ・教育相談週間 ・教員自己評価 ・学びのエリア小中連携研修	・学校公開 ・アンケート③ ・コミュニティ・スクール委員会⑤ ・学校関係者評価
3月	・6年生を送る会	・基本方針改善	・PTA総会
通年	・挨拶運動 ・協働学習 ・道徳教育 ・体験活動 ・たてわり班活動 (あいうえお班)	・対策委員会 ・健康観察 ・SC相談	・土曜授業プラン (学校公開)

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

### (3) 保護者及び地域との連携及び啓発

- ①学校いじめ防止基本方針をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ②家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ③PTAや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

### (4) 取組に対する点検と改善

- ①基本方針の内容の定期的な検討については、対策委員会の主導により、実効性のある取組となるようにPDCAサイクルで見直しを図る。
- ②いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者の学校評価アンケートを12月に実施し、対策委員会でいじめに関する取組の検証を行うとともに、コミュニティ・スクール委員会等の学校評価を受け、基本方針を改善していく。